

大玉村社会福祉協議会で 大玉村内のひとり暮らし高齢者世帯等へ 住宅用火災警報器設置事業を実施します

法令の設置義務化から10年が経過するのを機に地域福祉増進のため、共同基金を活用して下記の世帯を対象に大玉村民生児童委員協議会と連携し住宅用火災警報器設置事業を実施します。設置を希望される方は、2月27日以降に地区民生委員さんにお申込み下さい。

1. 設置対象世帯は下記の①～④のどれかに当てはまる世帯 ※賃貸物件入居世帯は除きます。
 - ①おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
 - ②おおむね65歳以上の高齢者のみ世帯
 - ③重度の障がい者がいる世帯
 - ④生活困窮等、社協会長が設置を認める世帯

2. 申請期間 令和2年2月27日（木）から令和2年3月16日（月）の
土日を除く8：30～17：15分の間

3. 申請方法 大玉村社会福祉協議会（68-2100）、又はお住いの地区民生委員さん
にお申し込み下さい。

4. 設置場所 法令に基づき、上記1. ①～④対象世帯の寝室天井とします。
※寝室が複数の場合、全体の申請状況を考慮して1世帯に2個設置する場合
もあります。

5. その他
 - (1)設置にあたり、設置決定世帯の申請者氏名、住所の情報を
設置業者に提供致します。

 - (2)設置日は地区民生委員さん及び社協職員立会で民間業者が設置
しますが、申請者の立会いが必要です。

 - (3)申請者多数の場合は、希望に添えない場合があります。
尚、本事業は継続して実施する予定です。

6. 問合せ先 ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせ下さい。
大玉村玉井字東三合目19番地 大玉村総合福祉センターさくら内
大玉村社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係 でんわ68-2100